

教育委員会会議 定例会

平成 31 年 4 月 10 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 1 号 2019年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について

第 2 号 2019年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について

2 報 告 事 項

な し

3 その他報告

(1) 平成31年度山梨ことぶき勸学院の入学式について

(2) 「山梨県スポーツ推進計画（仮称）」素案に対する県民意見提出制度の実施について

議案 第 1 号

2019年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について

2019年度山梨県教科用図書選定審議会委員(20人)を次のとおり決定する。

教科用図書選定審議会委員(別紙)

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第10条の規定に基づき、委嘱・任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案 第 2 号

2019年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について

2019年度山梨県教科用図書選定審議会に対し次のとおり諮問する。

諮問第一項

2019年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

- 1 小学校用教科用図書の採択基準について
- 2 中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」以外）の採択基準について
- 3 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」の採択基準について

諮問第二項

教科用図書採択権者に供する採択参考資料について

- 1 小学校用教科用図書を採択する採択権者に供する採択参考資料について
- 2 中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」以外）を採択する採択権者に供する採択参考資料について
- 3 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」を採択する採択権者に供する採択参考資料について

諮問第三項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

- 1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について
- 2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について
- 3 採択の公正確保について

諮問第四項

県立特別支援学校（小学部及び中学部）の2020年度使用教科用図書の採択について

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条の規定に基づき、諮問する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(平成31年4月10日 定例教育委員会)

課名

義務教育課

| | |
|----|--|
| 件名 | 2019年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について 2019年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について |
| 経緯 | <p>○ 2019年度の教科書採択について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小学校用教科書（新学習指導要領に準拠）・ 中学校用教科書（「特別の教科 道徳」以外、現行学習指導要領に準拠）・ 特別支援教育関係教科書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」 <p>○ 選定審議会の設置について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県教育委員会は、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立以外）の校長の行う採択事務について、指導、助言、援助を行う。（無償措置法10条）・ 県教育委員会は、指導、助言、援助を行う際、毎年度選定審議会を設置し、審議会の意見を聞かなければならない（無償措置法11条） <p>○ 選定審議会委員について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 委員は、本県の条例により20人とされており、以下のとおり構成される。1 義務教育諸学校の校長及び教員2 県教育委員会の指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村教育委員会の教育長、委員及び指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員3 教育に関し学識経験を有する者 <p>（山梨県教科用図書審議会の定数に関する条例）（無償措置法施行令9条）</p> <p>○ 審議会への諮問事項について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。（無償措置法施行令第8条）1 採択基準の作成2 選定に必要な参考資料の作成3 その他指導、助言又は援助に関する重要事項4 県立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関する事項 |
| 内容 | 2019年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱、任命について 2019年度山梨県教科用図書選定審議会委員（案）（別紙） 2019年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について 1 2019年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について 2 教科用図書採択権者に供する採択参考資料について 3 教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について 4 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の2020年度使用教科用図書の採択について |

定例教育委員会資料（平成31年4月10日）

課室名

社会教育課

| | |
|----|---|
| 件名 | 平成31年度 山梨ことぶき勸学院の入学式について |
| 経緯 | <p>○昭和62年山梨ことぶき勸学院開校</p> <p>○平成元年大学院開校</p> <p>○平成24年度末大学院閉校</p> <p>○平成25年度から運営を公益財団法人やまなし文化学習協会に業務委託することに伴い、学院長は教育長、副学院長は社会教育課長とする</p> <p>○基本方針 長寿社会における生涯学習の理念に立ち、高齢者に対し継続的かつ自主的な学習の場を提供することによって、高齢者の新たな生きがいをづくりと仲間づくりを行い、健康で活気に満ちた、地域づくりに貢献できる人材を養成する</p> <p>○修業年限 2年</p> <p>○定員 1・2年生とも300名</p> <p>○入学年齢 概ね60歳以上</p> <p>○卒業生総数（延べ） 勸学院 8,378名</p> <p>○平成31年度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必修講座（年間75単位 修了認定50単位） ・選択講座（修了認定20単位） ・ふれあい行事（全学院生が一堂に会し、年3回実施） |
| 内容 | <p>入学式／記念講演</p> <p>○日 時 平成31年4月16日（火） 11:00～15:00</p> <p>○場 所 YCC県民文化ホール 小ホール</p> <p>○入学生数 入学生 155名（男50名 女105名）※4月3日現在 募集は4月18日（木）まで</p> <p>○在校生数 2年生 139名（男45名 女94名）※4月3日現在</p> <p>○来 賓 知事（祝辞）、前学院長 ほか *教育長（学院長として出席、式辞）</p> <p>○日 程 入学式 11:00～12:00 昼食 12:00～13:00 記念講演 13:00～14:30 講師：山梨大学名誉教授 早稲田大学名誉教授 生物学者 理学博士 池田 清彦（いけだ きよひこ）氏 演題：「いきいきと楽しく生きる」</p> |

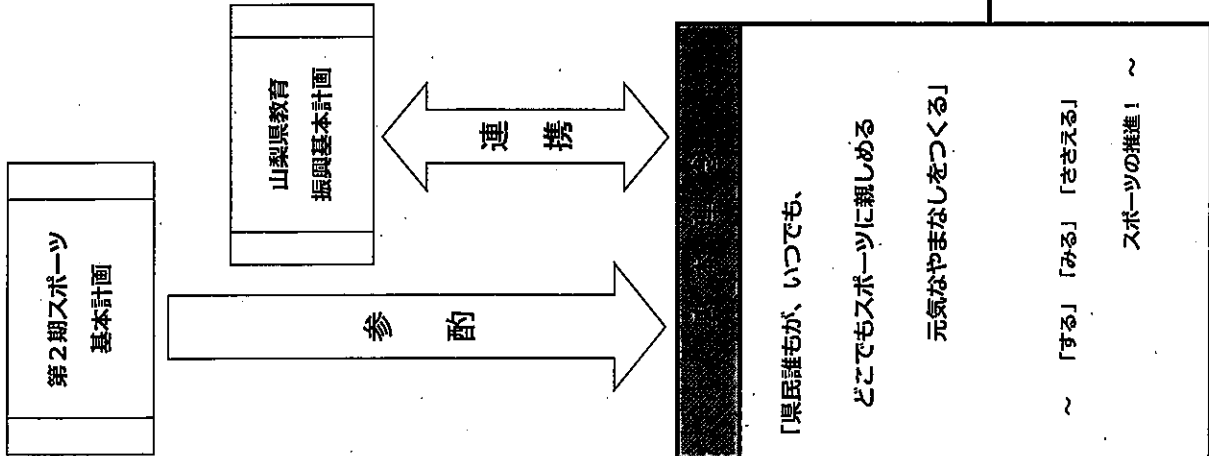
(平成31年4月10日 定例教育委員会)

課室名

スポーツ健康課

| | |
|----|--|
| 件名 | 「山梨県スポーツ推進計画(仮称)」素案に対する県民意見提出制度の実施について |
| 経緯 | <p>○ スポーツ基本法(以下「基本法」という。)第10条第1項により、都道府県及び市町村の教育委員会は、国の定めたスポーツ基本計画を参しゃくして、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとなっている。</p> <p>○ 現行の「やまなしスポーツ推進プログラム」(以下「プログラム」という。)は、これに基づき、平成26年2月に策定された。</p> <p>○ 現在のプログラムは、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画であり、計画期間が本年度で終了することとなるため、後継となる新たな計画を策定することとした。</p> <p>○ 計画の策定にあたって、基本法第35条第1項の規定によりスポーツ推進審議会の意見を聴かなければならないため、平成30年8月から山梨県スポーツ推進審議会を4回開催して新たな計画の内容を審議し、「山梨県スポーツ推進計画(仮称)」素案を策定した。</p> |
| 内容 | <p>○ 「山梨県スポーツ推進計画(仮称)」の策定に当たり、広く県民の意見を反映させるため、県民意見提出制度(パブリックコメント)を実施する。</p> <p>1 実施期間 平成31年4月24日(水)～5月23日(木) (30日間)</p> <p>2 募集方法 県民情報センター及び地域県民センターに資料を備え付けるとともに、県のホームページに計画案を掲載し、広く意見を求める。</p> <p>3 意見の取り扱い 寄せられた意見については、県民意見提出制度実施要綱第7に基づき取り扱う。</p> <p>4 今後の予定 意見募集の結果を踏まえ修正等を行い、6月中に計画を完成させるとともに県ホームページ等を通じて県民に公表する。</p> |

山梨県スポーツ推進計画(仮称)素案の概要



| 実施方針 | 実施項目 | 取組 | |
|--------------------------------------|----------------------------------|--|----|
| I 「子供のスポーツ機会の充実」 | 1 子供の運動習慣の確立と体力の向上 | (1) 子供の運動習慣の確立と体力の向上 (2) 新しい学習指導要領への取り組み | |
| | 2 持続可能な運動部活動の構築 | (1) やまなし運動部活動ガイドラインに基づき取り組み (2) 先進的な実践事例集の作成 | |
| II 「健康教育の充実」 | 1 学校保健、学校給食及び食育等の推進 | (1) 関係者との連携 (2) 健康教育の充実 (3) 栄養教諭の拡充 | |
| | 2 学校安全の推進 | (1) 学校安全に関する研修会の充実 (2) 学校施設の安全確保 | |
| | 1 スポーツへの意識啓蒙と参画するための取り組み | (1) スポーツへの意識啓蒙 (2) 一人一スポーツの推進 (3) 「みる」スポーツへの参画 | |
| III 「若年期から高齢期までライフステージに応じた生涯スポーツの推進」 | 2 総合型地域スポーツクラブの充実と指導者育成、施設や情報の充実 | (1) 総合型地域スポーツクラブの充実 (2) 地域のスポーツ指導者の実質向上 (3) 県立高等学校体育施設の開放 (4) スポーツ情報提供の充実 (5) 県有スポーツ施設の整備 | |
| | 1 次世代アスリートの戦略的な発掘・育成 | (1) 2選目国体に向けたジュニア選手の発掘・育成 (2) 優秀選手の育成・強化 (3) 優秀選手等の表彰 | |
| | 2 一貫指導体制の推進 | (1) 一貫指導体制の充実 (2) 有資格指導者の確保 (3) 中学校運動部活動指導者の実質向上 (4) クリーンでフェアなスポーツの推進 | |
| | 3 スポーツ医・科学の活用 | (1) 情報分析と医・科学的な助言 (2) スポーツ事故や傷害などの予防 (3) アンチドーピングの啓蒙 (4) 女性アスリートへの支援 | |
| | 4 障害者のスポーツ活動の推進 | (1) 障害者スポーツの拠点づくり (2) 障害者スポーツの普及 (3) パラスリートの育成・強化 | |
| V 「スポーツを通じた地域の活性化」 | 1 オリンピック・パラリンピック教育の推進 | (1) オリンピック・パラリンピック教室の開催 (2) スポーツによる国際交流 | |
| | 2 東京オリンピック・パラリンピック等に向けた機運の醸成 | (1) トップアスリートによる機運の醸成 (2) 県民参加による機運の醸成 (3) パラスポーツの体験 (4) 東京オリンピック・パラリンピック候補選手との協働 | |
| | 3 スポーツによる地域振興 | (1) トップアスリートとの交流 (2) スポーツツーリズムの活用 (3) トップアスリートの強化合宿の受入強化 (1) 「ささえる」スポーツの情報提供 (2) スポーツボランティアの充実 | |
| | 5 | 14 | 42 |